

○小矢部市放課後児童クラブ運営業務委託業者選定委員会設置要綱

令和3年12月3日告示第102号

小矢部市放課後児童クラブ運営業務委託業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 小矢部市放課後児童クラブ運営業務（以下「業務」という。）における企画提案書等を総合的に比較検討し、最も適した業務受託候補者を選定するため、小矢部市放課後児童クラブ運営業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 業務に係る企画提案書等の審査及び業務受託候補者の選定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員の数は5人とし、次に掲げる者とする。

- (1) 副市長
- (2) 民生部長
- (3) 民生部こども課長
- (4) 小矢部市PTA連絡協議会代表者
- (5) 小矢部市小・中学校長会代表者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は民生部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を進行する。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(秘密の保持)

第6条 会議に出席した者は、会議の内容を他に漏らしてはならない。

(報告)

第7条 委員長は、最も適した企画提案書等を選定したときは、その選定結果について審査報告書により市長に報告する。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、民生部こども課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、業務の委託契約を締結する日限り、その効力を失う。